

参 考 条 文

○ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材）
第 45 条の 2 採用試験は、次に掲げる官職を対象として行うものとする。

一・二 （略）

三 係員の官職のうち、特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする官職として政令で定めるもの

四 （略）

② 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

一・二 （略）

三 専門職試験（前項第三号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、同号に規定する特定の行政分野に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

四 （略）

③・④ （略）

（採用試験の方法等）

第 45 条の 3 採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、この法律に定めのあるものを除いては、前条第 2 項各号に掲げる採用試験の種類に応じ、人事院規則で定める。

（名簿の作成）

第 50 条 採用試験による職員の採用については、人事院規則の定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

（採用候補者名簿による採用）

第 56 条 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

○ 人事院規則 8—12（職員の任免）（抄）

（採用試験による職員の採用）

第 8 条 職員の採用は、法第三十六条又はこの規則第十八条第一項の規定により選考によることが認められている場合を除き、補充しようとする官職を対象として行われた採用試験（職員を採用するための競争試験をいう。以下同じ。）の結果に基づいて作成された法第五十条に規定する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された者の中から、法第五十六条に規定する面接

(以下この款において「面接」という。)を行い、その結果を考慮して行うものとする。

2 (略)

(名簿の有効期間)

第14条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあつては、当該各号に定める期間とする。

一～三 (略)

四 規則八―一八第三条第三項第十二号に掲げる採用試験 一年三月

2・3 (略)

○ 人事院規則8―18(採用試験)(抄)

(採用試験の種類ごとの名称)

第3条 (略)

2 (略)

3 専門職試験(法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。)である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一～十一 (略)

十二 対象官職等政令第一条第二項第十号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験 航空
管制官採用試験

十三～十七 (略)

4 (略)